

協議会を構成する団体

自治体

北海道・中標津町・別海町
標津町・羅臼町

経済・産業団体

中標津町商工会・別海町商工会・標津町商工会・羅臼町商工会・
中標津建設業協会・別海町建設業協会・標津建設業協会・羅臼建設業協会

労働関係団体

連合北海道中標津地区連合会・連合北海道別海地区連合会
連合北海道標津地区連合会・連合北海道羅臼地区連合会

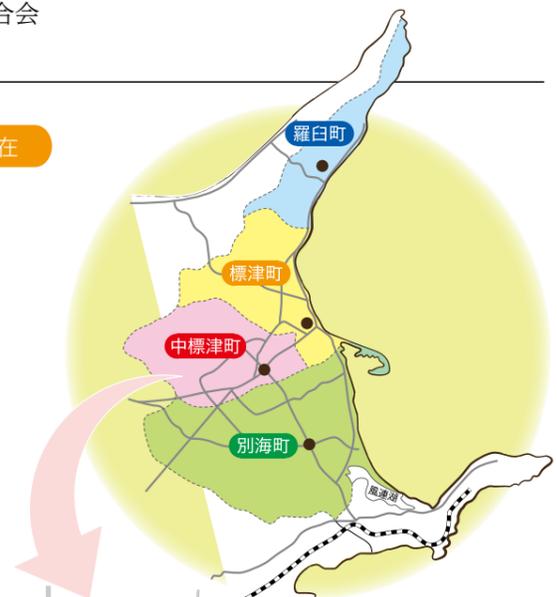
オブザーバー

根室公共職業安定所

4町のご紹介

R2.3月末現在

	人口	面積
中標津町	23,091人	684.98km ²
別海町	14,839人	1,320.00km ²
標津町	5,068人	624.69km ²
羅臼町	4,803人	397.72km ²
	47,801人	3,027.39km ²



協議会への登録のお願い

協議会へ登録されますと優先的に各種事業案内や定期的な情報をお送りします。
対象は根室管内4町に住民登録のある季節労働者の方です。
詳しくは下記連絡先までお問合せ下さい。

根室管内4町通年雇用促進協議会

事務局 中標津町役場
経済振興課商工労働係
〒086-1197
標津郡中標津町丸山2丁目22

お問い合わせ先
〒086-1013 中標津町東13条南7丁目 労働会館内
TEL・FAX (0153) 72-6789
E-mail n4cho-tsuunen-koyou@bz03.plala.or.jp
URL <http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>

厚生労働省委託事業

通年雇用促進 支援事業

令和2年度

●事業実施地域

中標津町・別海町
標津町・羅臼町

●事業実施期間

令和2年4月1日～
令和3年3月31日

根室管内4町
通年雇用促進協議会

通年雇用促進支援事業とは

平成19年4月の雇用保険法の一部改正により、それまでの雇用援護の2つの制度（冬期技能講習助成給付金・冬期雇用安定奨励金）が見直され、廃止となったことにより、それらに代わる制度として『通年雇用促進支援事業』が創設、各地域において組織された協議会が主体となり、国からの委託事業として開始されました。

本事業は各地域の協議会が策定した通年雇用対策計画の中から効果の高いものを国が選定し事業を委託するものですが、当地域では管内4町の自治体、北海道、経済団体、労働団体等で組織する「根室管内4町通年雇用促進協議会」が事業を受託し、季節労働者の通年雇用化を目指し、各種支援事業を実施しています。

季節労働者の
皆さんを
応援しています

令和2年度事業のあらまし

当協議会が実施する事業は大きく次のように分けられています。

- (1) 国から委託を受けて実施する事業（事業費は全額国費）
 - ・雇用確保に係る事業（事業主を支援する事業）
 - ・就職促進に係る事業（季節労働者を支援する事業）
- (2) 協議会自らが取組み実施する事業（事業費は構成する4町と北海道の負担金）

国から委託を受けて実施する事業

I 雇用確保に係る事業(事業主を支援)

1 通年雇用支援セミナー

地域の季節的事業所を対象に、雇用・労働に関する法律の解説、国の助成制度の紹介、経営多角化などによる通年雇用化の成功事例、また有識者による就業の現状と通年雇用に向けた労働者のスキルアップ支援策などについてのセミナーを開催します。



2 情報提供事業

季節的事業所を対象に情報誌『協議会情報』（年2回）や事業カレンダーを作成し、地域の事業所へ配付し、通年雇用に関する支援制度の説明や、事業の実施に関する情報を発信します。また、ホームページを活用し、リアルタイムな情報の発信に努めます。



II 就職促進に係る事業(季節労働者を支援)

1 『協議会だより』情報提供事業

季節労働者向けに情報誌を作成し、求人に関する情報や資格取得支援事業に関する情報の発信をします。年3回の発行とし、7月、11月、3月に発行の予定です。



2 建設オペレーター人材育成事業

優秀な人材の確保・育成を図る通年雇用化への支援策として、建設オペレーター等技能の資格取得を支援します。今年度は12科目を選定し、延べ88人の受講定員を予定しています。



3 2級土木施工管理技士資格取得支援事業

土木工事の施工計画の作成や、現場での工程管理や安全管理などを適切に実施する為に必要な資格である土木施工管理技士資格の取得を目指す方への支援策として受験準備講習を行い、次世代の人材育成を支援し、通年雇用化への促進を図ります。

4 季節労働者向け「労働相談室」開設事業

働き方改革の施行などにより労働者を取り巻く就労環境が変化しつつある中、季節労働者が気軽に相談・情報収集できる場所として、専門家による労働相談室を開設いたします。

協議会自らが取組み実施する事業

1 地域事業所及び季節労働者への支援

- 事業所や季節労働者の協議会への登録を促し、情報の共有、集約により事業実施への活用を図ります。
- ホームページの活用を図り、広く情報の発信や意見の聴取に努めます。
- 通年雇用などに関する相談業務を行います。



2 労働安全衛生法による人材育成研修事業

安全衛生に関する特別教育の受講を支援します。今年度は7科目を選定し、延べ38人の受講定員を予定しています。

3 季節労働者資格取得支援事業

季節労働者の通年雇用化を促進するため、教育訓練の資格取得経費の一部を助成します。



年間1人当たり10万円を限度に

対象経費 **30%** を助成します。

※予算には限りがありますので受講前に事前相談となります。



平成31年度は大型自動車免許、大型特殊自動車免許、中型自動車免許を、**8名の方がこの制度を活用し取得されました。**